

保護命令違反事件の捜査に当たって留意すべき事項について

平成13年10月12日、丁生企発第124号、警察庁生活安全局生活安全企画課長から警視庁生活安全部長、各道府県本部長、各方面本部長あて

(概要)

平成13年10月13日、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行されたが、同法に規定される保護命令に違反する事件を捜査する上で必要な事項について都道府県警察に対して指示するものである。

主な指示項目の概要は、

- ・ 保護命令の相手方を特定するために必要な情報の収集に努め、相手方を誤認することのないようにすること。
- ・ 保護命令違反事件の捜査に当たっては、保護命令の効力の有無等について十分に確認を行うこと。

等である。